

道の駅「とくのしま」 出荷会員募集要項

●出荷者について

1 出荷者資格

出荷者資格は、道の駅「とくのしま」(以下「道の駅」という。)の出荷会員に登録した者であり、自ら農林水産物、農林水産加工品を生産・製造する次の出荷基準を満たす方で、関係法令その他を遵守できる方を基本とする。(徳之島町内・町外は問わない。)

(1) 出荷基準

- ① 出荷者が製造、開発、加工、生産した商品であること。
- ② 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生の恐れのないもの。
- ③ 出荷者が生産した新鮮で安全安心な農林水産物。
- ④ その他、道の駅が認定したもの。

2 申込方法

(1) 出荷申請者は道の駅に出荷申込書を提出する。

※提出書類は個人情報保護の観点から厳密に保管し、返却しないものとする。

(2) 登録承認後、出荷計画及びその他必要書類を提出するものとする。

※申込書の登録承認を持って、道の駅の出荷会員に加入したものとする。

(3) 出荷品目は、分かりやすく記入する。

3 登録料及び登録取消

(1) 出荷登録に対し登録料2,000円を支払うものとする。登録承認後の提出書類と合わせて、現金にて申し受けする。返金を行わない。

(2) 2年以上出荷無き場合は、出荷者登録を取り消すものとする。

4 年会費

(1) 出荷登録した者は道の駅の会員とし、毎年4月1日から4月末日までに以下の通り年会費を支払うものとする。

① 徳之島町住居者 2,000円

② 徳之島町外住居者 3,000円

●販売及び取引条件について

1 取引条件

(1)委託販売

道の駅に出荷頂ける商品は「農産物」「加工食品」「工芸品」に区分して取扱いすることとし、手数料は次のとおりとする。

①手数料

農産物 販売価格の 15%～30%以内

加工食品 販売価格の15%～30%以内

工芸品 販売価格の 20%～35%以内

※冷蔵・冷凍を必要とする商品は、別途5%の手数料率を徴収するものとする。

②バーコードラベル代1枚1円をラベル発行枚数に対して課金する。

商品の表示(品名、生産者、価格等)は、道の駅指定のバーコードで行うものとする。基本的に、青果物等は「例1)」、加工品は「例2)」のラベル。

例1) 1枚出し ※イメージ



例2) 2枚出し ※イメージ



- ③売上金は毎月月末締め翌月10日に、委託販売手数料・バーコードラベル代・振込手数料を控除した金額を指定口座に振込むものとする。なお、1円未満の端数は切り捨てるものとし、取扱い金融機関が休日の場合は翌営業日とする。

2 販売管理

- (1)道の駅は、販売委託された商品の管理に十分注意する。ただし、万引きや自然災害等、道の駅の責に帰することのできない理由で発生した損害については、その賠償を負わないものとする。
- (2)商品に傷み、劣化、腐敗、安全性の懸念(残留農薬、有害物質汚染等)などの問題があると、道の駅が判断した場合、その商品を出荷者の了解なしに陳列棚から撤去することができる。
- (3)POSシステム
POSシステムによる販売管理を行う。POSレジを通過した商品のみを売上として計上し、売り場における万引き・バーコードラベルの剥がれ落ちなどによる、商品減耗は店舗の責任としないこととする。

3 出荷・引き取り方法

- (1)営業時間
営業時間：9時から18時
- (2)商品搬入・陳列・補充
- ①原則として搬入時間は開店時間の30分前後とする。
 - ②道の駅が指定した場所に出荷者が商品を陳列するものとする。また、道の駅の指示なしに他の商品の移動や上に載せる等の行為は禁止とする。
 - ③出荷時には出荷許可証を持参するものとする。
 - ④商品には、バーコードラベル及び食品表示法に定める表示を貼付する。
 - ⑤商品の搬入及び引き取りは、搬入口より行う。
 - ⑥納入品が多い場合や同一品が多数の場合、売り場スペースの都合上やむを得ず納入制限することがある。
 - ⑦売上数等の販売状況はメールで行う。
- (3)商品の引き取り
- ①保存可能な商品を除き、売れ残った商品の引き取りについては、閉店時間の前後30分間又は翌日納品時とする。
 - ②加工品・お菓子類は、消費期限または賞味期限を出荷者が自分で明記することとし、消費期限が1日を超えない商品は、出荷した当日または翌日出荷時間内に、それ以外の商品については消費期限または賞味期限の、製造日から

3分の1の日数を残して引き取るものとする。

- ③野菜類・果実・花卉などは、原則として閉店前後30分もしくは翌日出荷時間内に引き取るものとする。
- ④工芸品・木工品・陶芸品・土産品は、7日毎に道の駅と協議の上、販売動向、品揃えなどを検討し、売れないものは入れ替えるものとする。
- ⑤その他詳細品目については、道の駅の指示のもと、引き取るものとする。
- ⑥残品の確認は、出荷者が直接販売所に出向き、自分の残品の確認を行うこととする。販売所からは、各出荷者に連絡しないものとする。
- ⑦所定の期間内に引取らない商品は道の駅が処分するが、その場合は処分料を徴収するものとする。処分料は数量に関係なく、1回につき1,000円とし、現金もしくは商品販売代金精算時に差し引くものとする。
- ⑧出荷場所の清掃は、随時出荷者自ら自主的に行うものとする。
- ⑨残品の引き取りの注意を受けたものが指示に従わない場合は、道の駅の判断と責任により、出荷停止処分の対象とし、対象者へは文書で連絡するものとする。

4 販売価格について

- (1) 出荷者が販売価格を自由に設定するものとするが、他の類似品との価格に著しく均衡を欠く場合、道の駅は価格の是正、商品の撤去を指示することができるものとする。
- (2) 販売価格の値下げに関しては原則行わない。

5 農産物等の農薬の使用と履歴

農産物等については使用農薬が適正で、安全性が確保された商品の出荷を行う。また、出荷する野菜等については、登録された出荷者(及びその家族)が生産したものに限り、(仕入れ等に基づく出荷は禁止とする。)

- (1) 「農薬取締法」を遵守して生産されたものに限り、栽培に関して使用された科学的に合成された農薬等については、その使用履歴を記帳する。(お客様等への問い合わせに適宜答えられるような条件を常に整えておくことが条件である。出荷ごとに「栽培履歴」等を提出する必要はない。)
- (2) 出荷した農薬等から食品衛生法に定める残留農薬基準又は農薬取締法に定める「農薬登録保留基準」を超える残留農薬が検出された場合、出荷者は下記の対応を行うものとする。
 - ①当該出荷の全量回収
 - ②本施設に著しく損害を与えた場合は全量賠償

6 加工品等の品質表示

(1)加工品の出荷は品質表示のある場合に限る。

※加工品の販売には、次のような表示が必要である。(食品衛生法)

1. 品名
2. 原材料名(製品に占める割合の多い順に記載)、調味料、着色料保存料
3. 原料生産地
4. 内容量(グラム、ミリリットル等の単位を付けて表示)
5. 賞味期限または消費期限
6. 保存方法(保存温度〇度以下、開封後要冷蔵など)
7. 製造者及び販売者(氏名・住所等、法人名・代表者名)
8. 商品によっては、食物アレルギー表示、栄養成分表示が必要です。

(2)PL法への対応

①加工品は製造物責任法(PL法)の対象になる。製造物の欠陥による被害に対し製造者は責任を負うものとする。

②加工品出荷者は、事前に必要書類を提出する。

製造許可書コピー、PL保険加入証コピー など

7 出荷基準違反

(1)販売所の公平かつ適正な運営を図るための出品違反罰則基準(以下「罰則基準」という。)を*別紙のとおり定める。

(2)罰則基準の制定及び変更については、道の駅が決定するものとする。

8 事故・クレーム

(1)販売した商品の事故・クレーム処理については、次の通りとする。

①事故・クレームに関しては、原則として道の駅が対応する。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合は、出荷者が解決するものとする。

②費用請求があった場合は、事故の原因により出荷者に負担を求めることがある。

9 出荷停止・登録の抹消

(1)出荷の停止

道の駅は、次に該当する場合、出荷者を出荷停止にすることがある。なお、出荷停止期間は出荷者が改善策を提示し、道の駅が承認するまでとする。

①出荷した商品に明らかな欠陥(腐敗・量目不足・粗悪品等)があった場合

②事故・クレームが発生した場合

③虚偽表示をした場合

- ④陳列に関し、秩序やルールを守らない場合
- ⑤販売残品に関し、適切な処理をしない場合

(2)登録の抹消

道の駅は、次に該当する場合、出荷者の登録を抹消できることとする。

- ①前項各号にあたる行為を繰り返し行った場合
- ②信用を無くすような行為を行った場合

※出荷者は、出荷停止・登録抹消を受けたときは、延滞なく商品を撤収することとする。この場合、出荷者は、道の駅に対し損害賠償、その他の請求を行う事が出来ないものとする。

●出荷募集要項の承認について

出荷申込書の提出をもって、出荷者募集要項に記載された全項を承認されたものとする。

●紛争が生じたときの対応

道の駅と出荷者、お客様、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は裁判所に裁定を委ねる。

●個人情報の取り扱いについて

道の駅は、申込書に記載した情報は適切に管理し、出荷申請者が同意した場合や法令に基づき開示請求された場合など正当な理由がある場合を除き、出荷申請者の個人情報を第三者に提供・開示しない。

出荷希望者は出荷募集要項をご確認・ご同意の上、お申込下さい。

《お問合せ先》

道の駅「とくのしま」

〒891-7425 徳之島町花徳2206番

TEL: 0997-81-6111

FAX: 0997-84-1818

徳之島町役場花徳支所

〒891-7425 徳之島町花徳3118番

TEL: 0997-84-0048

※別紙

違反内容	罰則基準						罰則内容
	注意 1回	注意 2回	注意 3回	注意 4回	注意5 回以上	出品 停止	
1 商品登録について							△ 注意喚起 ▲ 1週間の対象商品出品停止、 始末書。 ■ 1ヶ月間の出品停止、始末書。 × 出品資格を次年度まで停止。 次年度の申請は新規申請扱い とする。
①商品登録内容に産地偽装、内容量違いの不正があった時。	▲	■	■	×	×	×	
②出荷日、品質保持期限などの偽装を行った時。	△	▲	■	■	×	×	
③PL保険加入対象商品でありながら、加入せず出品者登録を行った時。	▲	■	■	×	×	×	
④加工品等で営業許可書類の提出がなされていない時。	△	▲	■	■	×	×	
2 搬入と陳列に対する違反行為。							
①農産物栽培履歴の記載内容について、虚偽の記載をした時。	△	▲	■	■	×	×	
②職員の指導に従わない時。	△	△	▲	■	■	×	
③出品物が施設内で個人販売や顧客又は職員等へ無償譲渡を行った時。	△	△	▲	▲	■	×	
④出品物が仕入れ商品である時。(加工品の自家生産品を使用した委託製造は除く)	△	▲	▲	■	×	×	
⑤本人以外の出品物、残品を勝手に持ち帰った時。	△	▲	■	■	×	×	
⑥館内用コンテナ、買い物かごを無断で持ち帰った時。	▲	■	■	×	×	×	
⑦故意に粗悪品を出品した時。	▲	■	×	×	×	×	
⑧売れ残った商品を引き取らなかった場合及び不法投棄した時。	△	▲	■	×	×	×	
⑨JAS法、食品衛生法他、コンプライアンス（法令遵守）に違反する時。	▲	■	×	×	×	×	
⑩不適切な品質管理によりクレームが発生した時。	△	▲	▲	■	×	×	
⑪飲酒運転及び前日の酒が残っている状態で搬入した時。	▲	■	×	×	×	×	
⑫職員、パートタイマーからの指導に対し威圧的発言、行為を行った時。	△	▲	■	■	×	×	
⑬出荷許可証を着用していない時。	△	△	△	▲	▲	■	
3 苦情処理について							
①出品物に対して、事故及び苦情等に改善の対応がみられない時。	△	▲	■	×	×	×	
②施設及び徳之島3町に対し風評被害等の損害を与えた時。	▲	■	×	×	×	×	
4 提出資料について							
①栽培管理記録簿の提出等、出品者としての責任を果たせない時。	△	△	△	▲	■	×	

